2　令第十八条の四第五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の概要を記載した書類
二　購入記録情報の提供に関する事務手続の概要を明らかにした書類
三　その他参考となるべき書類
3　税務署長は、令第十八条の四第六項の規定による同条第四項の承認をするときは、その承認に係る事業者に対し、承認送信事業者の識別符号を通知する。
4　承認送信事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
二　変更の内容
三　その他参考となるべき事項
5　令第十八条の四第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
二　当該承認送信事業者に係る令第十八条の四第四項の承認を受けた年月日
三　その他参考となるべき事項

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（法人課税信託の受託者に関する特例）

第十一条の三　法第十五条第三項に規定する受託事業者は、法第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当しないものとする。

第十二条第三項中「に係るもの」を「（軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係るものと軽減対象課税資産の譲渡等に係るものと」に改め、「係るものとに」の下に「それぞれ」を加え、同条第六項中「掲げる」の下に「税率の異なるごとに区分した」を加え、同条第七項中「第四十五条第一項」を「第四十五条第一項第一号」に改める。

第十五条の三中「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改め、「当該請求書等に記載され」の下に「、又は記録され」を加え、同条を第十五条の六とする。

第十五条の二の次に次の三条を加える。

（古物に準ずるものの範囲）

第十五条の三　令第四十九条第一項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(1)に規定する事業者が、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第二項（定義）に規定する古物営業と同等の取引方法により買い受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証票（当該事業者に譲渡する者（適格請求書発行事業者を除く。）が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る。）とする。

（請求書等の交付又は提供を受けることが困難な課税仕入れ）

第十五条の四　令第四十九条第一項第一号ニに規定する財務省令で定める課税仕入れは、次に掲げる課税仕入れとする。
一　他の者から受けた第二十六条の六各号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ
二　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号（定義）に規定する役員又は使用人（以下この号及び次号において「使用人等」という。）が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族（以下この号において「退職者等」という。）がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用人等又はその退職者等に対して支給する金品で、その旅行について通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ
三　事業者がその使用人等で通勤する者（以下この号において「通勤者」という。）に対して支給する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第五号（非課税所得）に規定する通勤手当のうち、通勤者につき通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合等の保存方法）

第十五条の五　令第五十条第一項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2　令第五十条第一項及び前項の規定により同条第一項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第十七条第五項中「第五十八条第一項」を「第五十八条の二第一項」に改める。

第二十条第一項第一号中「この条」を「この号」に、「及び第二十二条」を「、第二十二条及び第二十三条の三」に、「及び次条並びに第二十二条」を「、次条、第二十二条及び第二十三条の三」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条第三項第一号及び第二十二条第四項第一号中「掲げる」の下に「税率の異なるごとに区分した」を加える。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十三条の二　法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。）を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条（事前届出）の規定の例による。

2　前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項の届出は、事業者（法第十五条第三項に規定する受託事業者を除く。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日から一月以内（第三号に掲げる場合にあつては、二月以内）に行わなければならない。
一　法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人を除く。）である事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）の資本金の額又は出資の金額が一億円を超えることとなつた場合　その超えることとなつた日
二　法第四十六条の二第二項に規定する特定法人が法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合　その適用を受けないこととなつた課税期間の初日
三　法第四十六条の二第二項に規定する特定法人（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が新たに設立された場合　その設立の日

3　法第四十六条の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。
一　申告書記載事項　電子情報処理組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法
二　添付書類記載事項　次に掲げる方法
イ　電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法
ロ　当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第五号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）